

沼津市風致地区条例施行規則を次のように定める。

平成 25 年 3 月 29 日

沼津市長 栗原裕康

沼津市風致地区条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沼津市風致地区条例（平成25年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項の許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書（第 1 号様式）に、次に掲げる書類及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 次のアからカまでに掲げる行為の種類に応じ、当該アからカまでに定める様式による施行方法書

ア 条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 6 号の行為 第 2 号様式

イ 条例第 2 条第 1 項第 2 号の行為 第 3 号様式

ウ 条例第 2 条第 1 項第 3 号の行為 第 4 号様式

エ 条例第 2 条第 1 項第 4 号の行為 第 5 号様式

オ 条例第 2 条第 1 項第 5 号の行為 第 6 号様式

カ 条例第 2 条第 1 項第 7 号の行為 第 7 号様式

(2) 土地所有者等の承諾書

(3) その他市長が必要と認める書類

(協議又は通知の手続への準用)

第 3 条 前条の規定は、条例第 2 条第 3 項の規定による協議又は条例第 3 条の規定による通知の場合について、準用する。

(許可を要しない公共的団体)

第 4 条 条例第 2 条第 3 項の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (4) 独立行政法人水資源機構
- (5) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (7) 独立行政法人国立病院機構
- (8) 静岡県住宅供給公社

(変更許可の申請)

第5条 条例第7条第1項本文に規定する許可を受けようとする者は、風致地区内行為変更許可申請書（第8号様式）に、第2条各号に掲げる書類及び別表に掲げる当該行為の区分に応じた図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 条例第7条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるもの（変更しようとする行為が、条例第6条第1項に定める基準に適合するものに限る。）とする。

- (1) 建築物の新築、改築又は増築の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの
- (2) 宅地の造成等の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わないもの
- (3) 土石の類の採取の許可に係る変更で、当該変更に係る地形の変更が前号の宅地の造成等と同程度のもの
- (4) 水面の埋立て又は干拓の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの
- (5) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の許可に係る変更で、当該変更に係る部分の面積が10平方メートル以下であるもの

(標識の掲出)

第7条 条例第8条の規定により掲出する標識は、第9号様式によるものとする。

(行為の承継の届出)

第8条 条例第9条の規定による届出は、風致地区内行為承継届（第10号様式）を市長に提出して行うものとする。

(行為の完了又は中止の届出)

第9条 条例第10条第1項の規定による届出は、風致地区内行為完了届(第11号様式)を市長に提出して行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、風致地区内行為中止届(第12号様式)を市長に提出して行うものとする。

(住所等の変更の届出)

第10条 条例第11条の規定による届出は、住所氏名変更届(第13号様式)を市長に提出して行うものとする。

(身分証明書)

第11条 条例第12条第2項の規定による身分を示す証明書は、第14号様式のとおりとする。

(書類の提出)

第12条 この規則の定めるところにより、市長に提出する書類は、正副各1通とする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(静岡県風致地区条例施行細則の廃止)

2 静岡県風致地区条例施行細則(平成11年沼津市規則第23号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に静岡県風致地区条例施行規則(昭和45年静岡県規則第29号)の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。

別表（第2条、第5条関係）

風致地区内行為許可申請書に添付する図面の区分

行為の区分	図面の種類	図面に明示しなければならない事項
建築物等の設置及び色彩の変更の場合	案内図	原則として縮尺 2,500 分の 1 の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	配置図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 の範囲内、方位、地名、地番、敷地境界線、敷地内工作物、敷地に接する道路の位置及び幅員、断面図の位置
	植栽計画図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 の範囲内、樹木の位置、種類、本数（配置図に併記することができる。）
	公図写し	方位、地名、地番、地目、敷地境界線
	平面図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 の範囲内、許可行為変更の場合は変更対照図
	立面図	2 面以上、外観意匠色彩
	断面図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 の範囲内、建築物の断面、現況地盤面、設計地盤面及び平均地盤面の状況、敷地境界線、工作物、木竹等の位置及び高さ
	地盤算定図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 の範囲内、建築物が接する設計地盤面及び平均地盤面の状況
	敷地面積等算定図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 の範囲内、建築物の敷地面積及び建築面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 の範囲内、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
	現況写真	行為地及びその周辺、行為地の規模により名刺判以上
宅地の造成等、土石の類の採取及び水面の埋立て又は干拓の場合	案内図	原則として縮尺 2,500 分の 1 の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺 200 分の 1 ～ 800 分の 1 程度、方位、行為地の境界線、等高線、断面図の位置
	公図写し	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、方位、地名、地番、地目、行為地の境界線
	縦・横断面図	現況及び計画（出来上がり予定）を対比できるようにすること。
	出来上がり予定図（計画図）	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、方位、行為地の境界線、宅地造成の場合は区画割、上下水道配管、道路幅員、植栽計画、許可行為変更の場合はその旨（対照）図示のこと。
	行為地面積等算定図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、行為地の面積の求積図及び求積表
	緑地面積算定図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、植栽によって覆われる土地の面積の求積図及び求積表
現況写真	行為地及びその周辺	
木竹の伐採の場合	案内図	原則として縮尺 2,500 分の 1 の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 程度、方位、行為地の境界線、樹種、択伐の場合は伐採する木竹の位置
	現況写真	行為地及びその周辺

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合	案内図	原則として縮尺 2,500 分の 1 の実測図とする。 方位、施行箇所、道路鉄道等交通機関、目標となる公共建築物、河川、縮尺
	現況図	縮尺 50 分の 1 ～ 300 分の 1 程度、方位、行為地の境界線
	平面図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）、方位、行為地の境界線、土石等を堆積する位置、植栽等の措置の状況、断面図の位置
	縦・横断面図	縮尺（現況図と同一縮尺とすること。）堆積物の断面、現況地盤面、堆積物の位置及び高さ
	現況写真	行為地及びその周辺
行為の種類により省略することができる。		

第1号様式（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

年 月 日

（宛先）沼津市長

申請者 住 所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏 名 〔 法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名 〕 ⑩
〔 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名） 〕
を自署する場合は、押印は不要です。

沼津市風致地区条例第2条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風 致 地 区 の 名 称 及 び 種 別	名 称	第 号	風 致 地 区	種 別	第 種
行 為 地 の 所 在					
地 目 及 び 面 積	地 目		面 積	平方メートル	
許 可 を 受 け よ う と する 行 為 の 種 類 〔 該 当 項 目 を □ で 囲 ん で く だ さ い 。 〕	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 増築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 ③ 木竹の伐採 ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て 干拓 ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積				
着 手 及 び 完 了 予 定 期 日	着 手	年	月	日	又は着手の日から 日間
完 了	完 了	年	月	日	
摘 要					

第2号様式（第2条関係）

施 行 方 法 書

（建築物等の新築、改築、増築及び移転並びに色彩の変更の場合）

土地所有者の住所及び氏名					
建築面積		建築面積の敷地面積に対する割合	パーセント		
敷地面積					
建築物の高さ	メートル				
建築物から境界線までの距離	道路までの距離	メートル	隣地までの距離	メートル	
建築物が接する地盤面の高低差	メートル	建築物の最大幅	メートル		
		建築物間の距離	メートル		
建築物の用途	専用住宅 共同住宅 店舗 工場 倉庫 その他（ ）				
建築物の構造	木造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他（ ）				
建築物の階数	地下 階、 地上 1・2・3・4・ 階				
屋根材料及び色彩					
外壁仕上げ及び色彩					
窓材料及び色彩					
塀材料及び色彩					
敷地内の施設 (既設建築物等)					
緑地の面積		内訳	自然の緑地		
			人工の緑地		
緑地率	パーセント	植栽の内訳	高木	低木	その他
			本	本	
摘要					

備考

- (1) 案内図、配置図、植栽計画図、公図写し、平面図、立面図、断面図、地盤算定図、敷地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者承諾書を添付してください。
- (2) 距離とは、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離をいう。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の敷地面積に対する割合をいう。

第3号様式（第2条関係）

施 行 方 法 書
（宅地の造成等の場合）

行為施行者の住所及び氏名					
土地所有者の住所及び氏名					
面積及び土量	面積	平方メートル	土量	立方メートル	
行為の目的					
行為地の現況					
土留の方法					
排水工事					
河川又は溪流との距離					
緑地の面積		内訳	自然の緑地		
			人工の緑地		
緑地率	パーセント	植栽の内訳	高木	低木	その他
			本	本	
摘要					

備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

第4号様式（第2条関係）

施 行 方 法 書

（木竹の伐採の場合）

土地所有者の 住所及び氏名	
行為の種類	
伐採の理由	
行為地の面積	平方メートル
樹 種	
樹 齢	
樹 高	
樹 量	本 立方メートル
跡地利用計画	
摘 要	

備考

- (1) 案内図、現況図及び現況写真を添付すること。
- (2) 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

第5号様式（第2条関係）

施 行 方 法 書

（土石の類の採取の場合）

土地所有者の 住所及び氏名	
採取の理由	
行為地の面積	平方メートル
行為地の現況	
行為地の土質	
採取物の種類	
採取物の数量	立方メートル
河川溪流との 距 離	
跡地処理法	
摘 要	

備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、現況写真及び土地所有者承諾書を添付すること。
- (2) 採取行為の施行に当たり、木竹の伐採及び跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

第6号様式（第2条関係）

施 行 方 法 書
 （水面の埋立て又は干拓の場合）

土地所有者の 住所及び氏名				
土地管理者の 住所及び氏名				
行為地の面積 及び深度	面 積	平方メートル	深 度	メートル
行為の目的				
土留め又は設岸 の 方 法				
排水又は給水 工 事				
門 の 構 造				
跡地利用計画				
摘 要				

備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、現況写真及び土地所有者又は管理者の承諾書を添付すること。
- (2) 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付すること。

第7号様式（第2条関係）

施行方法書

（屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積の場合）

土地所有者の住所及び氏名	
堆積の理由	
行為地の面積	平方メートル
行為地の現況	
堆積物の種類	
堆積する土地の面積	平方メートル
堆積物の数量	立方メートル
堆積物の高さ	メートル
堆積の期間	
行為地及びその周辺の土地における風致の維持のためにとった措置の概要	
摘要	

備考

案内図、現況図、平面図、縦断面図、横断面図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。

第 8 号様式（第 5 条関係）

風致地区内行為変更許可申請書

年 月 日

（宛先） 沼津市長

申請者 住 所 [法人にあつては、その主たる事務所の所在地]

氏 名 [法人にあつては、その名称及び代表者の氏名] ⑩

[氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を自署する場合は、押印は不要です。]

沼津市風致地区条例第 7 条第 1 項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為地の所在				
地目及び面積	地目		面積	平方メートル
許可を受けた行為の種類				
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号			
変更しようとする行為及びその理由				
着手及び完了予定期日	着手	年 月 日	又は着手の日から	日間
完了	完了	年 月 日		
摘要				

第10号様式（第8条関係）

風致地区内行為承継届

年 月 日

（宛先）沼津市長

申請者 住 所 〔 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地 〕
氏 名 〔 法人にあっては、その名称
及び代表者の氏名 〕^印
〔 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。 〕

沼津市風致地区条例第9条の規定により、届け出ます。

許可を受けた者の住所及び氏名	
承継しようとする者の住所及び氏名	
許可を受けた行為の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
承継の理由	
着手及び完了予定期日	着手 年 月 日 完了 年 月 日 又は着手の日から 日間
摘要	

第11号様式（第9条関係）

風致地区内行為完了届

年 月 日

（宛先） 沼津市長

申請者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その名
称及び代表者の氏名] ⑩

[氏名（法人にあつては、その代表者の氏
名）を自署する場合は、押印は不要です。]

沼津市風致地区条例第10条第1項の規定により、届け出ます。

許可を受けた 行為の種類	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
行為の完了の日	年 月 日
摘 要	

備考

現況写真を添付してください。

第12号様式（第9条関係）

風致地区内行為中止届

年 月 日

（宛先） 沼津市長

申請者 住所 〔 法人にあつては、その
主たる事務所の所在地 〕

氏 名 〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕^④

〔 氏名（法人にあつては、その代表者の氏
名）を自署する場合は、押印は不要です。 〕

沼津市風致地区条例第10条第2項の規定により、届け出ます。

許可を受けた 行為の種類	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
行為の中止の日	年 月 日
中止の理由	
中止時の現況	
行為地及びその周辺 の土地における風致 の維持のためにとつ た措置の概要	
摘 要	

備考

現況写真を添付してください。

第13号様式（第10条関係）

住所氏名変更届

年 月 日

（宛先）沼津市長

申請者 住所 [法人にあつては、その
主たる事務所の所在地]
氏名 [法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名] ④
[氏名（法人にあつては、その代表者の氏
名）を自署する場合は、押印は不要です。]

沼津市風致地区条例第11条の規定により、届け出ます。

変更前の住所 又は氏名	
変更後の住所 又は氏名	
許可を受けた 行為の種類	
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
変更の理由	
摘 要	

第14号様式（第11条関係）
（表）

（裏）

<p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p>所 属</p> <p>職氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>上記の者は、沼津市風致地区 条例第12条に規定する立入検査 員であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">沼津市長 氏 名 印</p>	<p>↑</p> <p>8.3</p> <p>センチ</p> <p>メー</p> <p>トル</p> <p>↓</p>	<p style="text-align: center;">沼津市風致地区条例抜粋</p> <p style="text-align: center;">（立入検査）</p> <p>第12条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、この条例を施行するため必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている行為の実施の状況を検査することができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p>
<p>← 5.8センチメートル →</p>		